

都市計画法施行規則第60条の規定による証明交付申請書類について

1. 申請書：正・副 各1部

- ・申請敷地の「地名・地番」は、土地登記簿謄本のとおり、小字、枝番まで記入してください。
- ・申請書中「□」の箇所は、該当するものに「レ」を記入してください。
- ・道路後退がある場合、「敷地面積」は道路後退後の面積を記入し、括弧内に道路後退前の面積を記入してください。【例：「〇〇㎡（道路後退前：△△㎡）」】
- ・増築の場合、「建築面積」及び「延べ面積」は敷地内の合計面積を記入し、括弧内に増築部の面積を記入してください。【例：「〇〇㎡（増築部：△△㎡）」】
- ・本証明書及び農地転用許可（届出）、建築確認は、同一の申請者としてください。
- ・市街化区域内で開発許可が不要な旨の証明書を申請する場合、「その他必要な事項」に「市街化区域内において、許可不要な旨の証明」と記入してください。

2. 手数料：1,500円 窓口でお支払いください。

3. 添付書類（共通）（この他にも別途資料の添付をお願いする場合があります）

（各図面には設計者の記名をしてください）

- ・委任状：日付、都市計画法の手続きを委任する旨を記載
委任者の住所、氏名を記入、押印（双方同意の場合は、押印を省略可）
受任者の住所、氏名（法人の場合、代表者の職氏名及び担当者名）、連絡先を記入
- ・位置図：都市計画図（白図 1/2500）
長野市ホームページ行政地図情報からダウンロードしたもの等
赤色で申請敷地を図示
- ・公図の写し：交付から3か月以内、申請敷地に接する地番を全て網羅
方位、所在、転写日、転写者、転写者印
赤色で申請敷地を図示
- ・土地登記簿謄本（全部事項証明書）：交付から3か月以内、正本には原本を添付
- ・現況図：1/500以上（配置図との兼用も可）
- ・配置図：1/500以上 雨水処理方法、造成計画（必要に応じ断面図等）、水路幅員、
道路種別（建築基準法第42条による種別）、道路幅員、道路立会日、
境界種別（道路（官民・隣地）境界線等）を記入
造成（盛土、切土）がある場合は、その高さ及び面積を記入
- ・敷地面積求積図：道路後退がある場合は、後退部分の面積についても求積
- ・建物平面図：1/200以上 各階
- ・建物立面図：1/200以上 2面以上 最高高さ、軒高を記入
- ・建物求積図

（⇒裏面あります）

4. 添付書類（申請内容によって必要な書類）（※）は農業委員会が発行するもの

① 農業用建築物（農業用倉庫等）を建築する場合（法第 29 条第 1 項第 2 号）

- ・耕作証明書（※）：現在の状況が反映されたもの、正本には原本を添付
- ・理由書：日付、建築する理由、既存住宅の処分方法等を具体的に記入
申請者の住所・氏名を記入
- ・農地転用許可書の写し（※）
（農業用建築物を建築する敷地面積が 200 ㎡未満の場合は、農地転用届出受理証明書の写し）
- ・農業用建築物及び耕作地の位置を記載した地図

② 農家住宅を建築する場合（法第 29 条第 1 項第 2 号）

- ・耕作証明書（※）、理由書、農地転用許可書の写し（※）（上記①の添付書類と同様のもの）
- ・農家確認書（※）
- ・居住者が他に自己用住宅を所有していないことを証する書類（賃貸住宅契約書の写し等）
- ・世帯全員の住民票の写し：交付から 3 か月以内、正本には原本を添付
- ・農家住宅及び耕作地の位置を記載した地図

③ 農業後継者の別棟住宅を建築する場合（法第 29 条第 1 項第 2 号）

（農業経営者と後継者の連名としてください）

- ・耕作証明書（※）、理由書、農地転用許可書の写し（※）（上記①の添付書類と同様のもの）
- ・後継者証明書
- ・居住者が他に自己用住宅を所有していないことを証する書類（賃貸住宅契約書の写し等）
- ・居住者と農業経営者の関係が確認できる書類、世帯構成が確認できる書類
（戸籍謄本、世帯全員の住民票等：交付から 3 か月以内、正本には原本を添付）
- ・既存住宅敷地が関係法令に適合している事が確認できる書類
- ・申請敷地と農家住宅全体敷地の面積が確認できる求積図
（申請書の各面積には農家住宅全体の面積を記入し、括弧内に後継者住宅（確認申請）の面積を記入【例「○○㎡（うち後継者住宅（敷地）：△△㎡）」】）

④ 公益上必要な建築物を建築する場合（法第 29 条第 1 項第 3 号）

- ・資格証明書等
- ・事業計画書

⑤ 過去に開発許可等を受けた敷地で建築する場合（法第 42 条第 1 項、法第 41 条第 2 項）

- ・過去の開発許可通知書および検査済証の写し
- ・住民票の写し（世帯全員）：交付から 3 か月以内、正本には原本を添付
（分家住宅等で申請者が変わった場合に添付）
- ・戸籍謄本：交付から 3 か月以内、正本には原本を添付
（分家住宅等で申請者が変わり住民票では繋がりが不明な場合に添付）
- ・被災時に有効な避難行動計画（マイ・タイムライン等）（過去に受けた許可の条件となっている場合）

⑥ 既存宅地（長野市開発審査会運用基準 22）における増改築（法第 43 条第 1 項）

- ・昭和 46 年 1 月 27 日以前から宅地であることが確認できる書類（閉鎖登記簿等）
（運用基準 22 第 1 に適合している旨の証明を取得している場合、その写しと証明時以降の経過が分かる全部事項証明書）
- ・現況図及び既存建物求積図
（従前の 1.5 倍以下の規模の増改築であることが確認できるもの）